

令和5年5月9日  
東京都医師会定例記者会見

# 5類移行後の高齢者施設の感染対策

東京都医師会（自宅療養・高齢者施設担当）

副会長 平川 博之

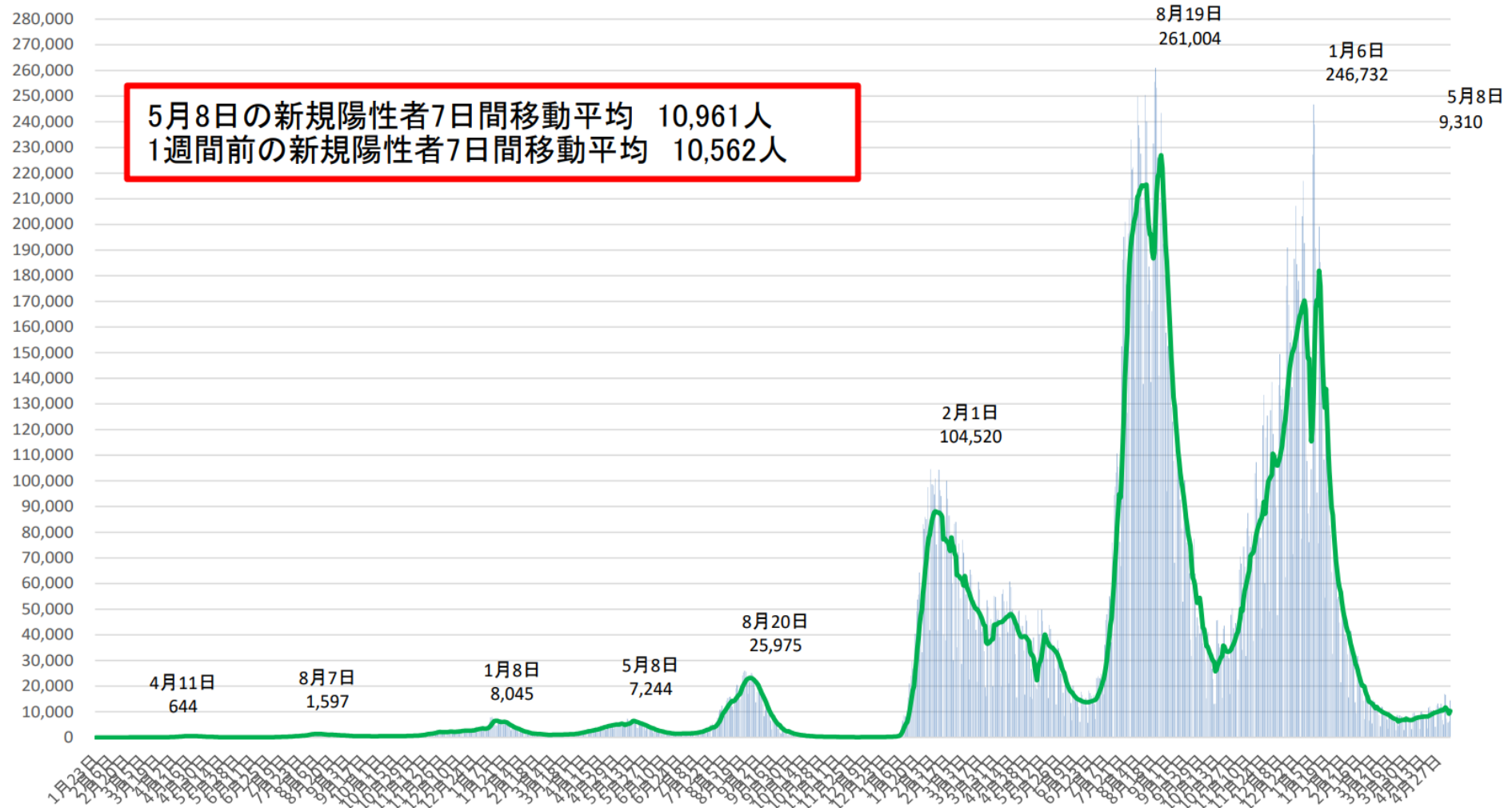
理事 西田 伸一

理事 土谷 明男

理事 佐々木 聡

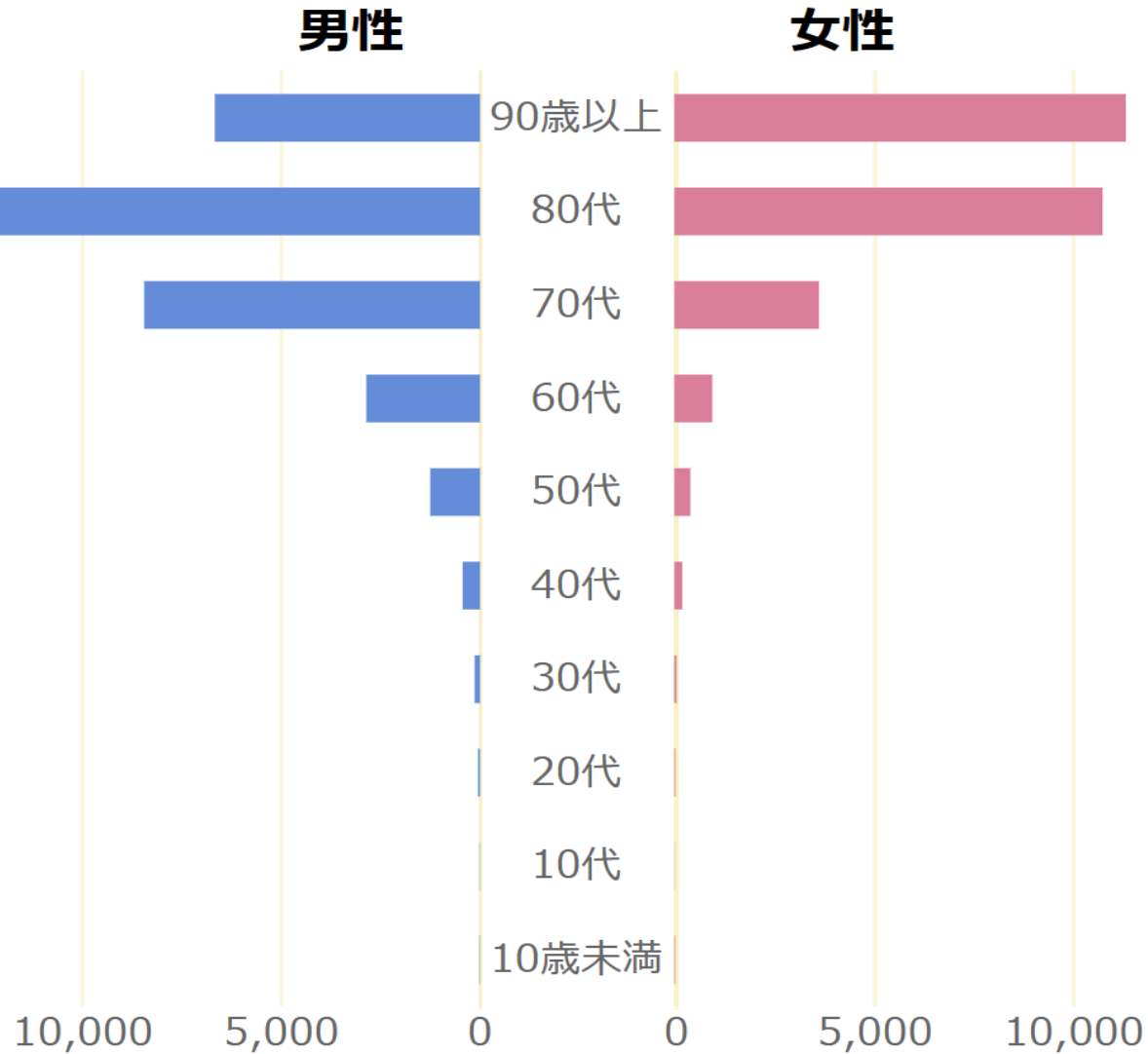
# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数 令和5年5月8日0時時点



# 性別・年代別死亡者数（累積）

令和5年4月25日現在



# 介護保険施設の比較

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	
基本的性格		要介護高齢者のための <b>生活施設</b> ※27年度より新規入所者は原則要介護3以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し <b>在宅復帰を</b> 目指し <b>在宅療養支援を行う施設</b>	要介護高齢者の <b>長期療養・生活施設</b>	医療の必要な要介護高齢者のための <b>長期療養施設</b>	
定義		老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	
主な設置主体※1		社会福祉法人（約95%）	医療法人（約76%）	医療法人（約89%）	医療法人（約80%）	
施設数※2		10,896 件	4,221 件	734 件	277 件	
利用者数※2		638,600 人	351,900 人	42,900 人	7,400 人	
居室面積・定員数	従来型	面積/人	10.65㎡以上	8㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積/人	10.65㎡以上			
		定員数	原則個室			
「多床室」の割合※3		19.7%	53.3%	71.9%	78.9%	
平均在所(院)日数※4		1,177日	310日	189日	472日	
低所得者の割合※4		68.6%	52.5%	50.1%	50.0%	
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	1以上 / 100:1以上	I型: 3以上 / 48:1以上 II型: 1以上 / 100:1以上	3以上 / 48:1以上	
医療法上の位置づけ		居宅等	医療提供施設	医療提供施設	病床	

# 施設内で提供可能な医療

## 【施設内で提供可能な医療の割合】

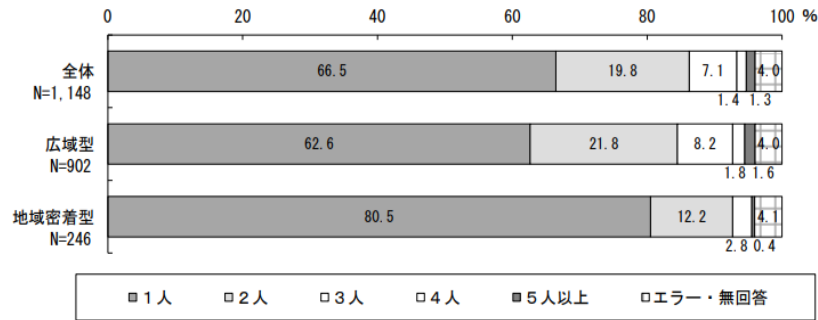
- ・「経鼻経管栄養」：老健41.7%、介護医療院93.7%、特養28.7%
- ・「24時間持続点滴」：老健で39.9%、介護医療院82.4%、特養5.7%
- ・「喀痰吸引（1日8回以上）」：老健50.3%、介護医療院83.7%、特養24.1%
- ・「酸素療養（酸素吸入）」：老健66.1%、介護医療院90.5%、特養53.9%。

	単位 (%)					単位 (%)			
	老健 (n=348)	介護医療院 (n=221)	特養 (n=460)	医療療養病床 (n=247)		老健 (n=348)	介護医療院 (n=221)	特養 (n=460)	医療療養病床 (n=247)
胃ろう・腸ろうによる栄養管理	93.4	97.3	90.4	93.5	抗菌薬	61.5	82.4	27.8	85.8
経鼻経管栄養	41.7	93.7	28.7	94.3	昇圧薬	24.7	57.9	7.2	73.7
中心静脈栄養	7.8	48.0	2.2	81.4	皮内、皮下及び筋肉注射（インスリン注射を除く）	62.6	84.6	39.3	92.7
24時間持続点滴	39.9	82.4	5.7	91.5	簡易血糖測定	88.2	92.8	62.4	94.3
カテーテル（尿道カテーテル・コンドームカテーテル）の管理	91.7	92.3	81.1	95.1	インスリン注射	86.8	91.9	69.1	95.5
ストーマ（人工肛門・人工膀胱）の管理	84.8	84.6	70.2	87.9	疼痛管理（麻薬なし）	68.1	69.2	42.4	83.8
喀痰吸引（1日8回未満）	87.6	95.9	73.5	93.9	疼痛管理（麻薬使用）	19.5	46.2	15.7	76.5
喀痰吸引（1日8回以上）	50.3	83.7	24.1	91.5	内服薬・座薬・貼付薬	73.3	69.7	55.7	85.4
ネブライザー	45.7	72.4	22.8	88.7	点滴薬	50.6	53.4	25.2	74.9
酸素療法（酸素吸入）	66.1	90.5	53.9	92.7	創傷処置	87.1	92.8	78.5	95.1
鼻カヌー	63.8	87.3	52.0	88.3	褥瘡処置	93.4	93.7	87.0	97.2
マスク	58.3	82.4	37.6	87.4	浣腸	88.8	90.5	81.5	95.5
リザーバー付きマスク	17.2	46.6	8.7	63.6	排便	92.8	95.0	86.7	93.9
気管切開のケア	23.3	50.2	2.6	79.8	導尿	81.3	88.2	55.9	93.5
人工呼吸器の管理	3.2	13.6	0.4	49.8	膀胱洗浄	58.0	81.9	38.3	86.6
挿管	1.7	13.1	0.2	44.9	持続モニター（血圧、心拍、酸素飽和度等）	31.6	83.3	7.6	91.9
マスク式（NPPV等）	7.2	14.9	1.1	47.8	リハビリテーション	80.5	89.6	30.0	85.0
静脈内注射（点滴含む）	60.6	81.9	32.0	87.9	透析	8.9	7.7	9.8	25.1
電解質輸液	63.2	86.4	34.6	87.4	その他	1.4	5.4	0.2	11.3

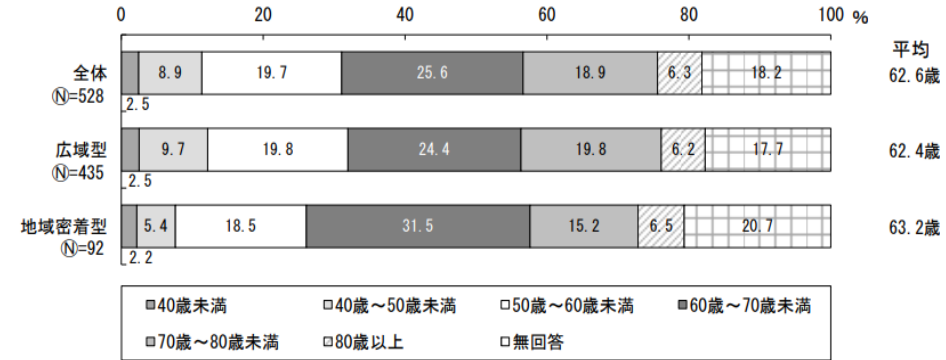
# 特別養護老人ホームにおける配置医師数・年齢・雇用形態

- 配置医師数は「1人」が66.5%で最も多い。配置医師の1施設あたりの平均は1.5人。
- 年齢は「60～70 未満」が25.6%で最も多い。
- 雇用形態は「雇用契約（嘱託等）」が62.9%で最も多い。「配置医師の所属先医療機関との契約」が28.2%、「雇用契約（正規職員）」が4.2%。嘱託等が7割弱。

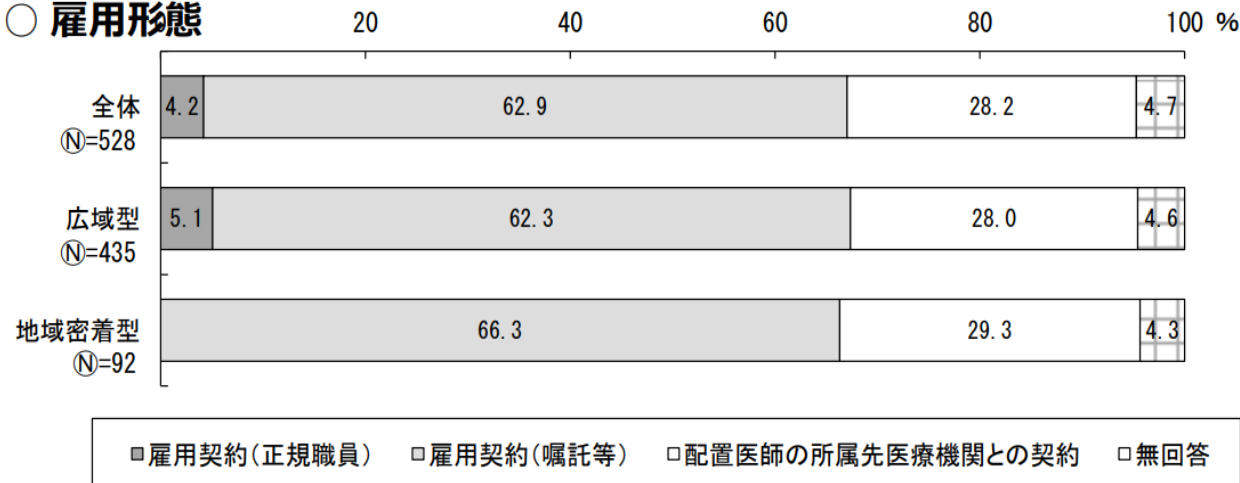
## ○ 配置医師数



## ○ 年齢



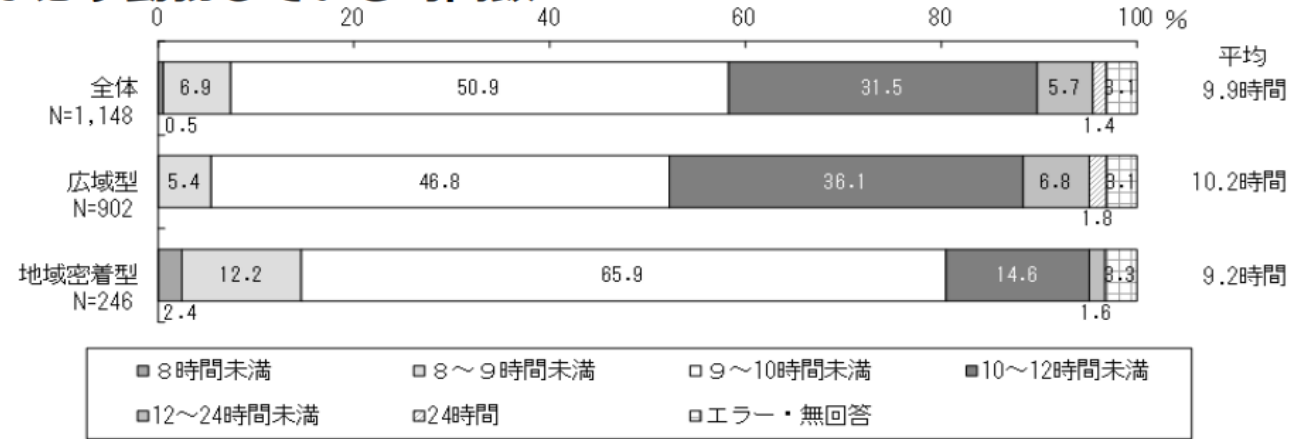
## ○ 雇用形態



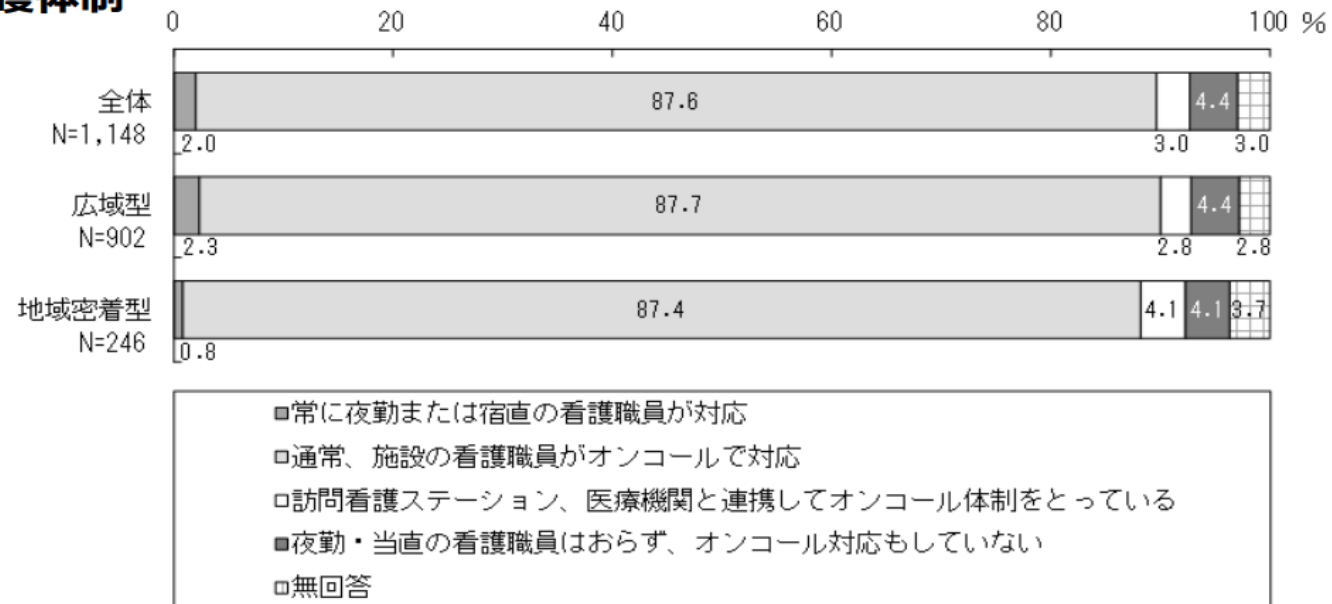
# 特別養護老人ホームにおける看護職員の勤務状況

- ・看護職員が必ず勤務している時間数：「9～10時間未満」が50.9%。平均は9.9時間。
- ・24時間看護職員が勤務している施設は1.4%。
- ・夜間の看護体制は、「通常、施設の看護職員がオンコールで対応」が87.6%。

## ○ 看護職員が必ず勤務している時間数



## ○ 夜間の看護体制



## まとめ

1. **類型が変わっても、新型コロナウイルス感染症は高齢者にとって生死に関わる感染症であることに変わりありません。**
2. **ワクチン接種は、感染予防・重症化予防に有効とされています。**
3. **高齢者と同居している、高齢者と接する機会が多い方は、これまでと同様に感染対策に努めてください。**
4. **東京都医師会は**
  - ①**地区医師会の高齢者施設への医療支援体制の構築を支援します。**
  - ②**高齢者施設間の医療体制の格差是正に向けて東京都と検討を進めていきます。**
  - ③**高齢者の抗体価についての実証研究をスタートさせます。**